

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成24年8月14日

鳥取県公安委員会委員長 宇野松人

1 検定に係る警備業務の種別及び級

雑踏警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成24年12月4日（火）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成25年1月28日（月）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雜踏の整理に関すること。

エ 雜踏警備業務の管理に関する事項。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

(2) 実技試験

ア 雜踏の整理に関する事項。

イ 雜踏警備業務の管理に関する事項。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 雜踏警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成24年11月5日（月）から同月9日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面

- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 雑踏誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるものであることを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (2) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。